

調査概要

1 調査の目的

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としている。

なお、大正 9 年に第 1 回調査が行われ、以来、10 年ごとに実施（大規模調査）するとともに、その中間年に調査項目の少ない簡易な方法（簡易調査）により行う。今回の調査は両調査あわせて 22 回目の調査であり、簡易調査に当たる。

2 調査の期日

令和 7 年 10 月 1 日午前零時現在

3 調査の対象

調査期日において、我が国に常住するすべての人について行う。

ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属とこれらの家族を除く。

4 調査事項

氏名、出生の年月など世帯員に関する事項を 13 項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を 4 項目、計 17 項目について調査を行った。

5 調査の方法

総務省統計局－都道府県－区市町村－国勢調査指導員－国勢調査員の流れにより行い、国勢調査員が調査書類を世帯ごとに配布し、回収については、①インターネットによる回答、②郵送による提出、③国勢調査員への提出のうちから、世帯が選択する方法により行った。

※ 世帯とは、住居及び生計をともにしている人びとの集まり、または一人で一戸をかまえている人は一人で、それぞれ 1 つの世帯とした。ただし、学生寮、病院や社会施設の入所者等は、棟ごとにまとめて 1 つの世帯とした。